

# 合併処理浄化槽 設置に補助金を交付

— 4月1日(木)から申請書受付中 —

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、**合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。**

○補助対象は、専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合です。

合併処理浄化槽を平成22年度中に設置する予定があり、補助金の交付を希望される方は、平成22年4月1日(木)から申請書の受け付けをしていますのでお申し込みください。

※なお、予算には限りがありますので予算額に達した時点で、受け付けを締め切らせて頂きます。

種別および人槽区分と補助金額

種別	人槽	補助金額
転換	5人槽	150,000円
	7人槽	180,000円
	10人槽	210,000円
新設	5人槽	105,000円
	7人槽	120,000円
	10人槽	150,000円

○**転換** 専ら住居の用に供する建物の建替え、増築またはリフォームにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽または汲取り槽を原則として撤去し、合併処理浄化槽を設置することをいいます。

○**新設** 転換に該当しないもので、新たに合併処理浄化槽を設置することをいいます。

## 浄化槽設置者の皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置です。浄化槽が本来の機能を発揮するためには、適切に維持管理する必要があります。

浄化槽の維持管理は、保守点検清掃、法定検査に分かれており、定期的に実施することが浄化槽法で義務づけられています。

## 保守点検は登録業者に

保守点検とは、浄化槽の点検、

調整、修理や消毒剤の補給などを行うことをいいます。

## 清掃は市の許可業者に

清掃とは、浄化槽内に溜まった汚泥を抜き取り、機器を洗浄することをいいます。清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので、許可業者に委託してください。

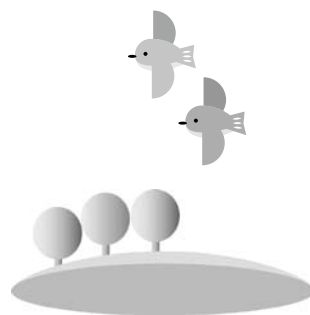
## 法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃といったメンテナンスに加え、県の指定検査機関による次の検査を受検しなければなりません。

- ①設置後等の水質検査(使用開始後3カ月から8カ月の期間に1回・浄化槽法第7条検査)
- ②定期検査(毎年1回・浄化槽法第11条検査)

徳島県の指定検査機関は、社団法人徳島県環境技術センター(☎088・636・1234)です。

補助金交付申請等詳しいことは、**市都市整備課下水道担当(市役所2階☎32・3957)まで。**



## 電気式生ごみ処理機

# 購入者に補助金を交付

小松島市では、ごみの減量化対策の一環として、電気式生ごみ処理機の購入者に補助金を交付します。平成22年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を希望する人は、市環境衛生センターへお申し込みください。

## 補助金の交付条件など

- ①微生物あるいは電気の利用して生ごみの減量化等を図る製品が対象です。(製造メーカーや形式等は問いません)
- ②小松島市民であり、小松島市内の取り扱い店で電気式生ごみ処理機を購入すること。
- ③補助金額は購入価格の1/2です。(1/2の額が2万円を超える場合は2万円)
- ④申請に必要なもの
  - ▼申請書(環境衛生センターにあります)
  - ▼印鑑
  - ▼購入価格の入ったカタログまたは見積書
  - ▼購入者宅の位置図
- ⑤受け付けは、4月5日(月)からはじめます。なお、受け付けは申し込み順といたします。



## 4月29日(木)(昭和の日)は燃えるごみ(南部地区)の収集を行います。

※多量のごみ、粗大ごみ等の環境衛生センターへの持ち込みはお休みです。

## 5月3日(月)から5日(水)までのごみ収集はお休みです。

※多量のごみ、粗大ごみ等の環境衛生センターへの持ち込みもお休みです。

詳しいことは、市環境衛生センター(芝生町花谷☎32・8290)まで。